

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 平成30年度法科大学院認証評価（追評価）申請要項

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成30年度に実施する法科大学院認証評価（追評価）（以下「追評価」という。）に関する申請の手續等は、次のとおりです。

1 申請の資格

平成29年度に機構が実施した法科大学院認証評価（本評価）（以下「本評価」という。）で適格認定を受けられなかった法科大学院を置く大学

2 申請手續

- （1）申請は、平成30年6月29日（金）までとします。
- （2）追評価を希望する法科大学院を置く大学は、「法科大学院認証評価（追評価）申請書」（別添様式）を作成し、機構へ郵送により提出してください。
- （3）機構は、追評価を希望する法科大学院を置く大学からの申請書受理後速やかに当該大学に対し申請受理通知書を送付します。

3 評価手数料

追評価の評価手数料は918,000円です。

4 評価手数料の払込

- （1）機構は、追評価を申請した法科大学院を置く大学（以下「申請大学」という。）に対し、請求書を平成30年7月末日までに送付します。
- （2）申請大学は、平成30年8月31日（金）までに機構の指定する銀行口座に評価手数料を振り込んでください。その際の振込手数料は、申請大学の負担とします。

5 評価の実施等

機構は、申請大学からの自己評価書の提出及び評価手数料の払込確認後、当該法科大学院の追評価に着手します。

「法科大学院認証評価（追評価）評価結果」は、「法科大学院認証評価（追評価）評価報告書」として、申請大学に提供するとともに、機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

なお、その際、「法科大学院認証評価（追評価）評価結果」とともに、申請大学から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトに掲載することとしています。

6 その他

- (1) 追評価は、本評価実施年度の翌々年度まで受けることができます。
- (2) 申請大学が、やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合には、事前に機構と協議をお願いします。
- (3) この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、機構が別に定めます。

7 申請書送付先

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
評価事業部評価支援課法科大学院評価係

※ 封筒の表面の左側部に「法科大学院認証評価（追評価）申請書在中」と朱書きしてください。